

後期チャールキヤ朝統治下の中間的支配者集団 —旧ダールワーダ県の事例を中心に—

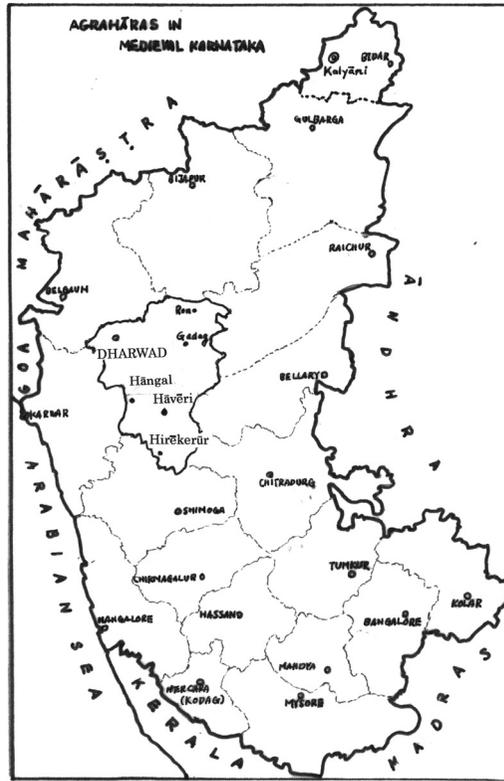
石川 寛

はじめに～問題の所在

筆者は近年の研究で南インドのデカン、なかでもその南西部のカルナータカ地方に本拠を置く王朝支配下の地方勢力に焦点を当てて考察をおこなってきた。⁽¹⁾

一連の研究で明らかとなってきたのは、10世紀以降、後期チャールキヤ朝、ヤーダヴァ朝、ホイサラ朝といった主要な王朝の統治下にあつて、ヒンドゥー寺院やジャイナ教僧院を主な結節点としてバラモンの集団であるマハージャナ、アイヤーヴォレ「五百人組」やナーナデーシなどと称される商人集団、オッカルと称される主として農民の集団、また各種職人の集団などが相互に一定の関係を結んで、社会のさまざまな局面で王朝権力からは自立した動きを見せていたことである。王朝権力は全面的ではなかったにせよ、その強制的な支配を緩和する方策をとる傾向が10世紀から13世紀にかけてしだいに顕著となつていったことが指摘できる。しかし諸集団を一括して示す用語は現段階では未だ確立していないため、本稿では仮に中間的支配者集団と呼ぶことにする。

本稿では、おもに後期チャールキヤ朝期の10世紀から12世紀の史料を取り上げ、とくに王朝の中心地域に接してその南西に位置した旧ダールワーダ県の、ハーヴェーリ郡、ヒレーケルル郡、ハーンガル郡から発見された刻文に記された中間的支配者集団を検討の対象とする。3つの郡はいずれも同県の南部に位置していて、以前に検討した同県北東部および北中部の2つの行政区画であるベルヴォラ・300、プリゲレ・300からみると南方にあたる地域を構成している。2つの区画は前期チャールキヤ朝の後半期の8世紀頃から重要な地域として位置づけられていたが、⁽²⁾ 3つの郡の1帯はそれより遅く後期チャールキヤ朝のもとで発展し始めた地域であったといえる。また郡名と同じ名の郡の中心都市であるハーヴェーリとヒレーケルルは、11世紀にバラモンの集団であるマハージャナに免税地であるアグラハーラが授与されたことを契機として歴史的に発展を遂げてきたという事情を共有している。一方ハーンガルは既に後期チャールキヤ朝の早い段階で行政区画ハーンガル・500の中心都市として位置づけられていたが、⁽³⁾ 11世紀中ごろに近隣にアグラハーラが設けられたことでさらに重要性を増したことが確認できる。本稿の視点からは、当該地域の歴史の展開の特質を明らかにするうえで極めて重要な事例であると考えら



旧ダールワダ県関連地図

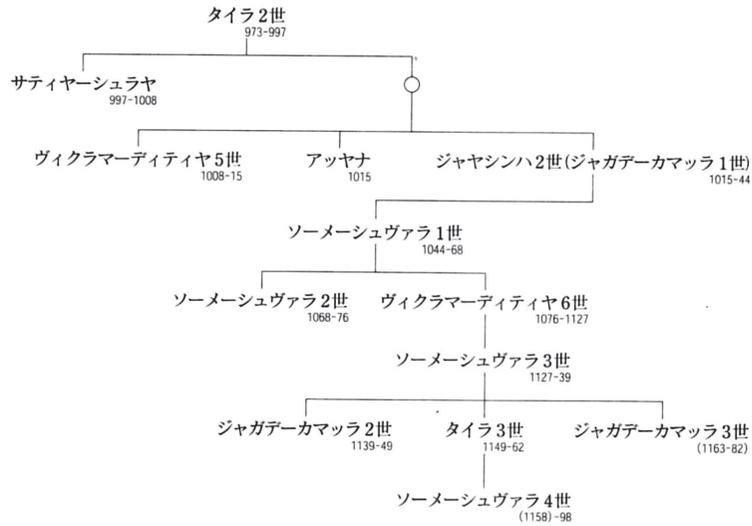
れることがここに取り上げる理由である。

以下では、最初にアグラハーラの成立とその運営に関して比較的详细な記述を有する史料を紹介する。次いで3つの郡の刻文から、中間的支配者集団の活動によって地域の開発が進みヒンドゥー教的秩序が形成されていく典型的な例をそれぞれいくつか取り上げ、その指導的階層であったマハージャナ集団と農民を中心に構成されたオッカルの集団に焦点を当てて検討を加えることにする。商人集団や職人の集団も同じく重要な存在であるが、特に前者の活動は地域を越えた範囲に及ぶことも少なくないため、ここでは諸集団での共同の行為に参加していることの言及にとどめ、その詳細な検討は別稿にておこないたい。

1. アグラハーラ agrahāra

まず寄進地や寄進村落としてのアグラハーラとはどのようなものであったかを見ておこう。アグラハーラの存在自体は刻文に比較的多く記されているが、バラモン集団の地域への定着とそこでの秩序形成のプロセスが具体的かつ詳細に触れられていることはひじょうに少ない。例外的に後期チャールキヤ朝第3代ヴィクラマーディティヤ5世の西暦1012年のコータヴマチゲ（古名ウンマチゲ）碑文⁽⁴⁾には、上のプロセスがかなり詳しく記さ

後期チャールキヤ朝(カリヤ二)



系図

れている。ウンマチゲは旧ダールワーダ県のカダガ郡⁽⁵⁾に属し、歴史的にはベルヴォラ・300という行政区画のさらに下位の区画ナラヤンガル・12に属していた。ベルヴォラ・300は先述のように前期チャールキヤ朝の後半期から重要な区画として位置づけられていた地域であるが、この碑文に記されていた事情はおよそ時期を同じくする本稿でのアグラハーラにおいてもほぼ共通なものと考えられるので、参考として以下に示すことにする。

ダンダナーヤカのケーシャヴァツヤが、王の許可を得てウンマチゲ村を都市ローナに居住するバラモンの指導者マウナラ・シュリーダラバツタに寄進した。その際証書としての銅板文書、白い傘(正当性を象徴する一種の道具)が手渡された。集会所(ghalige)が設けられ、村の土地に対する所有権および内政にかかわるすべての裁量権(sarvanamsya)が認められた。シュリーダラバツタ師はこれを以下の約定(vyavasthā)を遵守することを条件に、104人のバラモン(マハージャナ mahājana)に分与した。約定は、シュリーダラバツタ師、マハージャナ達、および村の住民(prajegam)によって守られる。

約定では、地域での慈善と奉仕の行為のために、村内の土地と家屋を割り当てている。500マツタル(mattar)⁽⁶⁾の土地からの収益と13の家屋が慈善行為と副次的な奉仕活動のために、50マツタルの土地と4つの家屋が、6つの祠堂とエルコティ僧侶elkoṭi⁽⁷⁾を養う食堂の維持・運営のために分与され、それらは寄進を受けたシュリーダラバツタ師が属するバンデヤバタラ宗派の独身の僧侶によって管理される。バタラー寺院が土地12マツタルと1家屋を得る。土地100マツタルと2家屋が、2種類の教育のために利用される。ニヤーサNyāsaとプラーバーカラPrābhākaraを教える高等教育において、その教師

用に土地 50 マツタルと 1 家屋が、学生たちのために土地 25 マツタルが使用される。今一つの初等教育において、通常の読み書きに加えて、数学 (ganita)、占星術 (jōsiya)、韻律 (canda)、修辞 (alamkāra) を教える教師ナーガデースィガに対して土地 25 マツタルと 1 家屋がアッカリガ・ヴリッティ akkariga-vṛtti (教師の職分に対して認められる権益)⁽⁸⁾ として与えられる。ナーガデースィガは、学生たちに 1 日 1 度の食事と 1 年に 1 枚の衣服を提供しなければならない。

副次的な奉仕活動のために、12 マツタルの黒土の土地 (kuruvagey) と 1 家屋を利用してココ椰子を栽培する。6 マツタルの galamtige⁽⁹⁾ と 1 家屋で灌頂のための特別な容器を調達する。土地 8 マツタルと 1 家屋を床屋のために、土地 12 マツタルと 1 家屋を太鼓たたきのために、分与する。最後に、土地 100 マツタルと 2 家屋が、だれでも無料で利用できる食堂 (satra) のために用いられる。以上が慈善行為のための割り当てである。

さらに以下は、通常の割り当て (mānya) として、200 マツタルの土地と 3 つの家屋が村長 (ūroḍeya) に与えられる。家屋は 8 尋⁽¹⁰⁾ の間口と 25 尋の奥行きを持つ。加えて村長の永代の貢献 (śāsvata śunka) に対して、ヴェーダの犠牲式 (yajña) の際に 1 ガディヤーナ、結婚式の際に 2 パナ⁽¹¹⁾、入門式 (upanayana) の際に 1 パナ、ディーパーリ (dīpāli ディーパヴァリ) の際に 1 ガディヤーナが与えられる。

デインゲレと呼ばれる貯水池の維持のために、その資金は村の様々な収益から充当される。その中には村人の犯罪の際の罰金も含まれる。人を不当に使用した場合の 2 パナ、打撃した場合の 12 パナ、短剣を用いて威嚇した場合 (surige giṭtade) の 3 ガディヤーナ、刺した場合は 12 ガディヤーナ、ただしこの場合は犯罪者のジャーティ身分の違いが考慮される。独身者が強姦した場合の 3 ガディヤーナ、罪による穢れの浄めの儀式 (prāyaścitta) にはさらに同じ額が支払われる。これらが充当される罰金である。

家屋は、牛の飼料を貯蔵する者、首長 (gāmūṇḍa、一般には村長や一定地域の長を意味する語であるが、この場合には主村に付属する低い身分の者たちの居住区の長か?)、低い身分の者それぞれの指導者たち (kīljātiya mukhyarggam) にも与えられる。

以上のように、アグラハーラの設定を契機として村落には一定の社会秩序・身分秩序と、バラモン集団を指導層とするかなり自治的な仕組みが形成されていったことが見て取れる。その中でアグラハーラの土地を細かく分割してその各々の用途がかなり具体的に定められていることと、違法な行為をしたものから罰金を徴収し貯水池の維持に充当していることが注目される。そこに地域社会の自立的な性格の一端を明確に見ることができるからである。

2. マハージャナ mahājana

マハージャナとは、南インドの歴史においては、上述の史料の例のように、地域社会で

指導的立場に立ってその秩序の形成と維持の役割を担ったバラモン（ブラーフマナ）およびその集団をさす。主として王朝の支配者から免税地を授与され、そこに集団で移住して地域の開拓と教育に従事し、その行為を通してヒンドゥー教的な身分秩序を当該地域に確立して王朝の地方統治に一定の役割を果たすことが期待されていた。

マハージャナ集団は、刻文史料では移住先の土地の名と集団の構成人数を以ってあらわされるが、その数は経年によってもほとんど変化がないため、刻文に記載の時点での実数というよりは、移住当初の人数を意味深いものとして重んじ続けるという象徴的な意味合いが大きかったとも考えられる。刻文は寄進行為の記録が内容の多くをしめるため、マハージャナも、自身が寄進者として、また寄進の証人として、さらに寄進者に対して土地を売却する者などとして多く記載されている。

本稿で対象とする3つの郡からアグラハーラの成立とそこでマハージャナが担っていた役割の実例をみてみよう。

2.1 ハーヴェーリ郡の例

アグラハーラとしてのハーヴェーリが記録にあらわれた最初は、後期チャールキヤ朝ヴィクラマディティヤ6世のチャールキヤ・ヴィクラマ暦33年（西暦1109年）のプラシッデーシュヴァラ寺院の碑文である。⁽¹²⁾

当初のバラモンの数は400人でこの時以降、ハーヴァリ（ハーヴェーリの古名、パーヴァリともいう）400マハージャナと呼ばれるようになった。碑文には

Śrīmad-agrahāram Hāvāriya mahājanam nālnūrvvarumam nerapi

（豊かで美しいアグラハーラのハーヴァリのマハージャナ400が集まり）



ハーヴェーリのプラシッデーシュヴァラ寺院（2019年3月 筆者撮影）

とあり、以下、そのマハージャナ集団が証人となって、ニンバラサという人物とキンマの葉を売る商人が共同で、シッデーシュヴァラ寺院（当時の寺院の名）に音楽と舞踊を奉納する資金として、キンマの葉の売上税を5ヴィーサ⁽¹³⁾のうち1ヴィーサの割合で、日月の存する限り（恒久的に）寄進する旨が記されている。金額は決して大きいものではないと考えられるが、恒久的に寄進されるという点が重要である。

キンマの葉はそのくいだいた実とともに噛み続けることで口の中を爽やかにするとされる嗜好品で、きわめて日常的な商品である。碑文にはまたニンバラサの父でダンダナーヤカの称号を有するマダヴァ・バッタの名が記され、やはりキンマの葉の売り上げにかかる税の徴収に従事している。さらに上位の支配者として、マハープラダーナ・バーナサヴェルガダ・ダンダナーヤカの3つの称号を持ち、最重要の行政区画の1つに位置づけられるバナヴァーシ・12000を管轄するアナンタパーラという人物の名が記されていて、キンマの葉の取引とその総売り上げにかかる税を監督している。

以上の記述から、ハーヴァリ（ハーヴェーリ）のシッデューシュヴァラ寺院周辺でキンマの葉の商売にかかわる役人をも含めた者たちが、マハージャナ400とともに寺院の活動を日常的に支えていたこと、その行為がより広い地域を管轄する役人にも報告されてその承認を受けており、ひいてはチャールキヤ王によっても裁可されていたことが分かる。そこに地域社会を取り巻く権力構造をみるができるが、この時期の碑文の記載の通例として、⁽¹⁴⁾ 寺院を支える行為はむしろ地域の側からの発意で起こされていて、その王朝権力による承認が示されていると指摘できる。碑文はいわばその公的な証として、当の寺院内に石碑として示されているのである。（現在のプラシッデューシュヴァラ寺院の写真を参照）

2.2 ハーンガル郡の例

ハーンガル郡のティリヴァッリ村の入り口の門に刻まれたシャカ暦993年（西暦1072年）の碑文は、後期チャールキヤ朝ソーメーシュヴァラ2世の治世に刻まれたものである。当地がアグラハーラとして1000人のマハージャナ（バラモン）の指導下にあったことが以下のように示されている。⁽¹⁵⁾

Śrīmad-agrahāraṃ Tīlivaḷḷiya sakala sāsiruvvara besadi

（豊かで美しいアグラハーラであるティリヴァッリのすべての〔マハージャナの〕1000人の者が〔寄進を〕指示する。）

寄進は当地ティリヴァッリにピリヤケレ Piriyaḷere と呼ばれる貯水池を造り、それを適切に維持管理するためのもので、当地にかかわる様々なレヴェルの統治者とマハージャナを中心とした現地の諸階層が協力して資金を拠出している事情が記されていて注目される。

諸集団はマハージャナ1000の他に、70オッカ、1000人の兵士集団、役人（カラナ

karāṇa) の集団、コーネカーラ konekāra⁽¹⁶⁾ などである。⁽¹⁷⁾

役人は2つのグループがこの事業に参加している。1つはナーガヴァルマという者に率いられたグループで、ティリヴァッリ周辺のクッパ・ターネをはじめとするいくつかのターネを併せた地域の檳榔樹の実 20 万個 (lakh) にかかる税を拠出している。この資金の提供はこの一帯の幹線道路 (melvaṭṭe) にかかる税の総監督官 (perggade) が役人たちに要請してなされている。ターネ (thāne) は、後述のように開発の前哨地帯で未だ人口の少ない地域を指す用語である。いま1つはティリヴァッリ・ターネでの同じく檳榔樹の実 20 万個にかかる税の提供で、こちらはマーラパッヤを中心人物とする役人が、行政区画バナヴァーシ・12000 の総監督官の要請を受けて実施されている。碑文の前半部分にティリヴァッリにマハージャナ集団が居住していることが示されているにもかかわらず、依然としてターネの語が付されているのは、アグラハーラが設けられていまだ日が浅かったことを推測させる。

ほかにもサラヴィヤ・ナーカッヤという人物の要請で、ある地区の首長 (gāvunḍa) が2つの物品税 (bilkade) のうち檳榔樹の実 20 万個にかかる税を貯水池の石の堰堤 (kalkatti) を造るために拠出している。明記はされていないもののこのサラヴィヤ・ナーカッヤも税の監督官の立場にあった人物であろう。

また、1000 人の兵士の集団は今まで自身が享受していた家屋税 (manedeṛe)、強制労働 (biṭṭi)、koldeṛe⁽¹⁸⁾ などに対する免税の特権から、資金を拠出して貯水池の見張り人 (bārika) に提供した。

上述の例は、貯水池の築造とその維持管理のためには地域の諸集団の集約的な関与が必要であったことを示している。ここまでみてきた 11 世紀から 12 世紀にかけての地域社会での諸行為は、王朝の政策としてのアグラハーラの形成によるバラモン集団の移住を契機とするものであったとはいえ、移住地での秩序が安定化へと向かう過程で、王朝権力からの強制によってではなくむしろ地域社会の側から自発的になされたものであった。それを可能にした集団相互の自律的な関係の形成は、この時期の社会の趨勢を考えるうえできわめて重要な意味を持っているといえよう。

王朝や上位の権力者は、諸集団の寄進行為にもっぱら裁可を与えるにとどまっておらず、13 世紀になると王朝や上位の権力者に何ら言及することなしに地域社会の動きを記す刻文も出現するようになるのである。⁽¹⁹⁾

ティリヴァッリは、後期チャールキヤ朝ソーメーシュヴァラ 1 世の時代の、シャカ暦 975 年 (西暦 1053 年) の同じくハーンガル郡のカルケーリ碑文にも記されているが、以下のように駐屯地や前哨地を示す「ターネ thāne」の語が付されていて、アグラハーラであることもマハージャナの存在も示されていない。⁽²⁰⁾

Tilvallīya thāneyada adhiṣṭhāyakam…

(ティリヴァッリの前哨の基地は…)

したがって 1053 年から 1072 の間にアグラハーラとしての区域が設置され、権益を提供されたバラモンの集団が移住したと考えられる。それは先に示したように 1072 年以前のさほど時間を隔てていない時期であったとしてよいであろう。

いずれにせよティリヴァッリが 11 世紀後半に貯水池を構築するなどおおきく発展したことが明らかであり、この地を含む行政区画の中心地ハーンガルの重要性もそれに付随して高まっていったことは間違いないといえよう。

2.3 ヒレーケルール郡の例

次にヒレーケルール郡の刻文からマハージャナ集団が土地の売却に関係している例を見ておこう。後期チャールキヤ朝第 8 代ヴィクラマーディティヤ 6 世のヴィクラマ暦 4 年の紀年（西暦 1079 年）を有するバーランピード碑文 *Bāḷambīḍ* である。⁽²¹⁾ 買い手は商人（セッティ *setṭi*）の夫婦で、金額も 10 ロッキ・ガディヤーナ（金貨）と高額である。少し長くなるが訳とともに以下に示す。

Jinnikabbey-ungāyya gurdege sāsirvvarige pādapūjege
Lokkiya-pattu-gadyāna-ponnaṃ-kotṭa
sarvvabādhā-parihāraṃ-māḍi
mahādivyalingamumappa śrī-mat Paṇḍarangēśvara-dēvara nivēdyam
candrārkkā-sṭhāyiyāge naḍevante māḍi
mahābhaktiyim Nidya Ketissetṭiyum Rēvakabbeyum biṭṭa

(訳)

[これまで] ジンニカッベが享受していた耕作地を、1000 マハージャナの御足を拝した後、
[マハージャナから] 10 ロッキ・ガディヤーナ（金貨）⁽²²⁾ で購入し、
すべての課役を免除したのとして [寺院に寄進した]
マハーディヴァリంగాを [祀る] パンダランゲーシュヴァラ寺院の神への日々の供え物
（食べ物）を
日月の存する如く永久にしかと捧げ（捧げることを約して）、
大いなるバクティによって、ニディヤ・ケーティセッティとレーヴァカッベが寄進した。

1 行目の「サーシルヴァル」は「1000 人の者」の意味で、刻文での多数の用例から、ヒレーケルールの「1000 マハージャナ」を指していることが明らかである。上の記述が示しているのは、寄進された耕作地から上がる利益によってパンダランゲーシュヴァラ寺

院での日々の儀礼が賄われたことであり、直接的には2人の寄進者（夫ニディヤ・ケーティセッティと妻レーヴァカッベ）がそれを可能にしたのであるが、2人を指導してその段取りをつけたのは、ヒレーケルールの1000マハージャナであったという事情である。また、寄進者は商行為において相当の利益を得ていたことも推察される。土地を売却したジンニカッベ（女性名）については碑文の記載からは詳細は分からないが、金額から言ってもかなりの程度の広さの土地と考えられ、その経済的な実力は決して小さくはなかったと考えられる。両者の仲立ちをして寺院への寄進を成立させたマハージャナ集団の指導力が地域において人びとの認めるところであったことがよくわかる事例である。

パンダランゲーシュヴァラ寺院はこの碑文の発見地バーランビードにある現在のヴィシャバリハレーシュヴァラ寺院で、マハージャナ集団が拠点とするヒレーケルールの近隣に位置している。寄進地の場所は碑文からは詳らかにしえないが、碑文が公的なメッセージ性を持っていることと、2つの町の位置関係からみて寄進地も比較的近くに位置していたと考えてよいだろう。この地域を活動の場とする商人とマハージャナ集団が、ヒンドゥー寺院を仲立ちとして強く結びついていたことが分かる。

ここで当時の商人集団とその商行為についても簡単に触れておきたい。

本稿で対象とする時期の刻文にも商人の集団、扱う商品の品目、商行為にかかる税などについての記載は少なくない。商品は檳榔樹の実やキンマの葉など日常的なものが比較的多いが、税の額や商人集団がかかわる寄進の金額などからはかなりの規模の取引をしていたことが推測できる例もある。この時期商人集団として南インド全体にその名が知られていたのは、アイヤーヴォレ・500（「五百人組」）であった。⁽²³⁾ アイヤーヴォレの名は前期チャールキヤ朝の重要都市アイホレに由来する。大規模な商人集団は遠距離の取引の場合には兵士の集団を雇って護衛に当たらせている。⁽²⁴⁾ 前述のティリヴァッリ碑文に記載されていた兵士の集団も、通常はそうした護衛の職務に就いていた可能性が考えられる。

3. オッカル okkalu

オッカルとは一般的には農民やその家、さらに家長を表す言葉である。「(穀物などを)刈り取る」という意味のオック okku- という動詞から派生した語である。歴史的用法としては、農民やその集団を表すことが多く、農民以外の職を表す場合、アンガディ・オッカル angadi okkalu (商店主)⁽²⁵⁾ やカルクッティガラ・オッカル kalkuttigara okkalu (石工)⁽²⁶⁾ などのようにその前に修飾語が付せられることが通例である。オッカルタナ okkalutana は「農耕」「農業」を、オッカリガ okkaliga は「農民」は意味する語として、現代のカンナダ語でも使われている。サンスクリットのクトゥンビン kutumbin (農民)、グリハパティ grhapti (家長) の双方の意味を兼ねた語といえよう。

オッカルがカルナータカ地方で刻文に最初に言及されたのは、前期チャールキヤ朝期の

8世紀前半ヴィジャヤーディティヤ王の治世のラクシュメーシュヴァル碑文である⁽²⁷⁾。

そこでは、地域 (nāḍu, nāl) を管轄する役人の長ナルガームンダ nālgāmuṇḍa とともに、300 オッカルが土地の寄進をしている。碑文の所在地ラクシュメーシュヴァルは古名をプリゲレと言ひ、プリゲレ・300 という行政区画の中心地であった。既に述べたように旧ダールワダ県の中東部に位置していた。寄進者のナルガームンダの管轄する地域もこのプリゲレ・300 であったこと、また 300 オッカルの所在地が寄進地とともにこの地域に所在していたことが確実である。しかし繰り返し指摘しているように、プリゲレ・300 はその北隣のベルヴォラ・300 とともに前期チャールキヤ朝の穀倉地帯をしめていた。周辺の地域の開発はそれより遅く、本稿で対象としている地域の開発がすすめられたのは、オッカルが刻文に多く記録されるようになる 10 世紀以降のことであったと考えられる。

後期チャールキヤ朝ヴィクラマーディティヤ 6 世のチャールキヤ・ヴィクラマ暦 33 年 (西暦 1109 年) のヒレーケルル郡のヌールゲーリ碑文⁽²⁸⁾ をみてみよう。まず目を引くのはヒレーケルル (古名ピリヤケレユール) のマハージャナ集団を称賛する記述である。ヴェーダに習熟し学芸に秀でた集団の居住する場は「マハーグラマ (偉大な村)」「南のアイホレ」⁽²⁹⁾ と表現されている。碑文の所在するヌールゲーリはヒレーケルルからわずか 3km の距離に位置しており、ヒレーケルルのマハージャナ集団の指導下にあったと考えられる。

碑文の主内容はこのマハージャナ集団を証人としてなされた、ガヴァレーシュヴァラという神をまつる寺院への複数の寄進の記録である。マハージャナがこの寄進を主導したことは明らかである。その中に農民としてのオッカルから徴収された税のいくつかが含まれていることが注目される。新たに開発された地区への税 (thāṇāntada suṅka) で農民から徴収されるもの (オッカルデレ okkaludeṛe) として、以下のように金貨 (gadyāṇa pon) が記載されている。⁽³⁰⁾

okkaldeṛeya kāṇake gadyāṇam ponnam gavarēśvaradevargge biṭṭar (農民から払われる税である貢納としての金貨を、ガヴァレーシュヴァラの神に寄進した)⁽³¹⁾

また、地区内の結婚に際しての課役で 10 組のうち 1 組分は寺院に対して提供されたことも記されている。内容の詳細は不明ながら興味深い事例なので下に原文を示す。

tānantarada sīmeya madave hattakondara suṅkava biṭṭaru

(地区＝ターネの境界のうちの結婚では、10 組のうち 1 組の課役は寄進された)⁽³²⁾

さらに複数の商人が、一定量 (ヘール hēru) の檳榔樹の実につき 1 ベーレ (bēle) の貨幣⁽³³⁾ を奉納している。

ここから判明するのは地域の中心としてのヒレーケルルとその支配階層としてのマハージャナ集団の存在であり、その指導下に置かれている新たに開発中の地区の諸集団の動向である。農民は商人とともにその日常的な経済活動を通じて地域のヒンドゥー寺院を

支えていたことになるが、ここでは未だ受け身の存在としてマハージャナ集団の指導の下にあったという特徴が顕著である。地域の開発が進む中でヒンドゥー教的な社会秩序はさらに強固なものになっていったと考えられる。

ここで時代はほぼ100年遡るが、参考までに先進地帯のベルヴォラ・300の事例⁽³⁴⁾をみておきたい。そこではオッカルの集団がむしろ積極的に寄進行為の主体となっているのである。後期チャールキヤ朝第2代イリヴァバダング・サティヤーシュラヤ王の治世、西暦1005年のヤリ・シルール碑文で、シリヴラ（碑文の所在地ヤリ・シルールの古名）の60オッカると8人のガーヴンダ（村落や一定範囲の地域の首長）また都市の商人集団と考えられる500ナカラ、ドーニ・1000、ウグラ・300⁽³⁵⁾が共同して、マハーサーマンタのソーヴァナラサに寄進を要請してそれを実現させている。6マツタルの土地がムーラストーナ寺院のレーバツヴェ・ゴラヴィに寄進されている。直接の寄進者はソーヴァナラサであるが、寄進地はガーヴンダとオッカルが耕作し管理していた土地であったと考えられる。さらに追加の寄進として、8人のガーヴンダがそれぞれ管理する果樹園から1本分の檳榔樹の実が寺院に提供されている。

注目されるのは133年後の1138年にほぼ同じ内容で再度寄進されていることである。詳細は碑文からは分からないが、何らかの理由で当初の約定が履行されなくなっていたからだという。2度目の寄進に際しても、パドマラサという人物とともに、ムルヴァラゲリーのガーヴンダと60オッカルがその要請をしている。

12世紀中ごろになると後期チャールキヤ朝は一時期カラチュリ勢力によって王位を奪われるが、1158年にカラチュリ朝のビッジャラ2世が暗殺されると、ほどなくしてカラチュリ朝は弱体化し、後期チャールキヤ朝ソーメーシュヴァラ4世が首都カリヤーニにおいて復位するが、その権力は形だけのもので、王国では依然として混乱した状況が続いていく。南のマイソール地方から勢力を拡大したホイサラ朝によって後期チャールキヤ朝は滅亡に追い込まれている。1172年のヒレーケル郡のハレ・ニドゥネーギラ碑文⁽³⁶⁾はそうした混乱した時期のものである。

この碑文では当地ハレ・ニドゥネーギラをめぐる重層的な権力構造がはっきりと示されている。まず、カラチュリ朝の支配者と考えられるソーヴィデーヴァの下でバナヴァーシ・ナードゥ（前出のバナヴァーシ・12000に同じ）の統治者としてケーシマッヤの存在が記されている。さらにその下のヘッジュンカ・ヴァッダラーヴラ⁽³⁷⁾を管轄するマハーシュヴァラデーヴァ・ゴインダラサ、さらにその下で村落の長ヘッガデを務めるヴィタサ・ナラナデーヴァが地域の農民から諸種の税（オッカル・デレ）を徴収していることが注目される。すなわち、牽牛にかかる税（イエッティナ・オッカルデレ）を10⁽³⁸⁾、油絞り機にかかる税（ガーナダ・オッカルデレ）⁽³⁹⁾を1、キンマの葉にかかる税（イエレヤ・オッカルデレ）⁽⁴⁰⁾を1、と記されているが、その金額すなわち貨幣の単位はわからな

い。徴収された税はいずれも当地ハレ・ニドゥネーギラのマツリカールジュナ神の寺院での日々の捧げものと寺院の修復のためである旨が記されている。⁽⁴¹⁾

上のような重層的な権力関係は混乱期における錯綜的な状況を示しているとも考えられるが、それでも地方統治者が管轄の地域の農民から税を徴収し、その一定割合を寺院に寄進していることはやはり注目される。混乱期であるからこそ上位の支配者は逆にそれまで以上に地域への強制力の行使をはかったとも解釈できるからである。こうした状況は後期チャールキヤ朝の復活を経た後、ホイサラ朝とヤーダヴァ朝の当地をめぐる獲得の争いの時期にも続くが、13世紀になるとむしろ地域社会の側から王朝の権力とは一線を画した動きをみせ始める。寄進をはじめとする地域の諸行為において上位の支配者には何ら言及しない刻文の記録が現れ始めるのである。⁽⁴²⁾

いずれにせよ、12世紀後半には集団としての農民の生活が地域の寺院の日常の活動を支えるに足るほどの費用を、税の形で提供できたことを上の記録は示しており、ヒレーケルル郡における農民層の経済的実力の向上をそこに見て取ることができる。

おわりに～今後の課題

以上みてきたように、旧ダールワダ県の南部のハーヴェーリ郡、ヒレーケルル郡、ハーンガル郡では後期チャールキヤ朝期の11世紀頃から、アグラハラの設置によるマハージャナと呼ばれるバラモン階層の集団での移住を契機として、地域の開発が進みヒンドゥー教的な身分秩序・社会秩序が徐々に形成されていったと考えられる。人口比では最も大きかったと推測される農民層もそうした秩序に位置づけられ、地域社会で顕著な役割を果たすに至るまで経済力を伸長させたことが刻文での記載から判明する。

また筆者がかつての論考で示したように、12世紀後半以降の後期チャールキヤ朝の衰退期からホイサラ朝とヤーダヴァ（セーヴナ）朝が支配権を争う13世紀にかけて、当該地域を含むカルナータカ南部の地方において、地域の諸集団が王朝権力とそれに連なる上位の支配者に対して一線を画し、自立的な動きを強めていったことも歴史的動向として重要な意味を持つと考えている。⁽⁴³⁾

本稿では、マハージャナ集団とオッカと呼ばれる農民集団に焦点をあてて、新たに開発形成された地域社会の諸相を検討したが、両者と同じく重要な集団であった商人や職人との関係や、当時の経済の動向の中での税や寄進行為の位置づけなど、ここでは十分に上げられず今後に残された課題は多い。また、カルナータカ地方北部の状況との比較も欠かすことのできない視点である。この拙論はそうした諸課題⁽⁴⁴⁾を視野に入れたうえでの一つの試論にすぎない。識者のご教示を願って擲筆する。

注

- (1) [石川2017; 2020]
- (2) [石川2009; 2017] なお、行政区画に付された数字（「数字付き名称 numerical appellation」）の意味については、これまで度々論じ指摘したことだが、約10万までの数字については当該区画の属する村落（grāma）の数を表わすとみるのが妥当である。その場合、村落の規模は一般に現在のものよりも小さいものであったと考えられる。[Ritti 1968] [石川1997; 2008] も併せて参照されたい。
- (3) ソーマーシュヴァラ1世のシャカ暦984年（西暦1062年）のバンカーブル碑文など。Cf.SII. XVIII, No.66. ハーンガルは刻文においては、古名のパーヌンガル Pānuṅgal、もしくはハーンガル Hānuṅgalと記されることが多い。
- (4) EI. XX, No.6 以下この碑文の解釈については、多くを [Sastri 1960] に依拠した。
- (5) 現在はガダガ県に昇格している。
- (6) 土地の広さを表す単位。ただしその算定方法はよく分かっていない。[Sircar1965: 409, 419; 1966: 202]
- (7) エルコティの意味は不明。
- (8) 教師以外のあらゆる職分に対してヴリッティが定められていたかは分からない。
- (9) galamtigeの意味は不明。
- (10) 尋は両手を広げた長さ。
- (11) ガディヤーナ gadyāṇa も パナ pana も 金貨の単位。10パナが1ガディヤーナとされる。[Sircar1966: 107-108; 228-229] [Ritti, *et.al.* 2000: 106] この結婚式に際しての割り当ては、後述の結婚の際の課役と慣習的なつながりがあるように思われる。
- (12) SII. XVIII No.108 シャータクマリーはアグラハーラが設けられたのを1067年としているが、典拠としてひかれている碑文（SII. XVIII, No.178）は1136年のものであり、錯誤がある。[Shantakumari1986: 126-127]
- (13) ヴィーサは貨幣の単位。パナの16分の1から20分の1の価値とされる。[Sircar1966: 376]
- (14) [石川2017]
- (15) KI. VolumeII, No.8, pp.20-25
- (16) コーネカーラとは、ベテル・ナッツ（檳榔樹）、ココナッツ、バナナなど切って収穫することを生業とする人々。やわらかい材質の足環状のごく簡単な用具を使って素足で高い木に登り仕事をする。
- (17) 多くの集団が共同で貯水池を築造するこの事例は興味深いものであり、詳細は別稿にてこの碑文の訳を示したうえで検討したい。
- (18) この語を碑文の校訂者V.R.S.Panchamukhiは食品税（food-tax）と解釈しているが、文脈からみて不自然さを免れない。kolaには「池」「溜池」に意味があり、それにかかる税と解釈できるのではないだろうか。すなわち、新たに造る貯水池が完成するまでは地域のもので溜池を利用して、それに税（deṛe）として利用者が応分の負担をしていたと推測できるのである。それが妥当であれば、1000人の兵士たちはその負担を免除されていたことになる。Cf.KI. II, pp.21ff., kolaについては [Burrow & Emeneau 1984: Word1828] も参照のこと。
- (19) [石川2017] また同じく地域社会の動向として、王朝間の戦争や地域の紛争などで勇敢に戦って死んだ地域の人物を顕正する目的で建てられたヴィーラ・カル（ヒーロー・ストーン）がほぼ期を一にして増加の傾向を見せるのも注目すべき現象である。この問題についても別稿にて論じたい。
- (20) SII. XX, No.34
- (21) KI.IV, No.33
- (22) ロッキ・ガディヤーナはラックンディ（古名ロッキグンディ）の貨幣鑄造所（kammaṭa）で造られた金貨のこと。ラックンディは行政区画ベルヴォラ・300の中心都市の一つガダガの郊外に位置する都市。この金貨が記録にあらわれるのは本稿の碑文の西暦1072年が最も早

- い。ラックンディ自体の初出は、後期チャールキヤ朝第2代イリヴァバダング王（サティヤージェラヤ）の西暦1007年のラックンディ碑文である。SII. XI, No.52 12世紀になるとラックンディのマハージャナ1000は、商人や職人の集団とともに刻文に頻出するようになる。[石川2017]を参照。
- (23) 後期チャールキヤ朝時代のアイヤーヴォレ・500（「アイホレ五百人組」）の記録として、例えば、ヴィクラマーディティヤ6世の西暦1098年のヤルガル碑文に記載された、śrīmad-Ayyāvōleya ayinūrva-svāmigaḷum（豊かで美しいアイヤーヴォレ・500の商人たち）などがあげられる。Cf.SII. XX, No.63 また、アイホレはアグラハーラとしてマハージャナ集団も居住する都市であった。Śrīman-mahāgrahārav-Ayyāvōley-aynūrvar-svāmigaḷa（豊かで美しい大アグラハーラのアイヤーヴォレ・500の商人たち）という記述にみられる。Cf.SII. XI, No.169
- (24) [Dikshit 2011: 202] 兵士たちはその標章として特別な杖（mumuridaṇḍa）を身に帯びていた。ヴィクラマーディティヤ6世の西暦1100年のカンヌール碑文など。Cf. SII. XVIII, No.103
- (25) SII.XI, pt.II, No.158
- (26) SII. IX, pt.1, No.118 他に単に50オッカと記されているのみであるが、寄進の内容から油搾りの職人の集団と考えられるものが数例ある。SII. XI, pt.1, No.198など。
- (27) EI. XVI, pp.190-191
- (28) KI. IV, No.34
- (29) アイホレAiholeは前期チャールキヤ朝の中心都市の一つで、多くの寺院が建立されて宗教文化が栄えた一方で商業センターとしても繁栄した。その出自について多くの議論はあるものの、アイホレ（古名アイヤーヴォレ）の名を冠するアイヤーヴァレ・500は、南インドの全域をその活動範囲として多くの足跡を記して名高い存在であった。
- (30) 金額は不明だが、数字が示されていないのでおそらく金貨1枚分と思われる。
- (31) ここではkāṇakeをkāṇike、kāṅkeと同じとみなし「貢納」と訳した。[Burrow & Emeneau 1984: Word1443]
- (32) 「結婚税」といわれるもので、用例はさほど多くはないがmaduvedere, maduverte, maduveya sunkaなどの語が知られている。[Ritti et.al. 2000] 本稿の史料のmadaveは明らかにmaduveの意味で用いられている。また前述の結婚式に際しての割り当て、およびそれについての注(11)を参照。
- (33) 貨幣ベールの価値はよくわからないが、パーガ pāgaという貨幣の半分とする説がある。[Ritti et.al. 2000: 108]
- (34) SII. XI, pt.1, No.50
- (35) ドーニ・1000やウグラ・300がどういう集団であったかは、分らない。
- (36) KI. IV, No.14
- (37) hejjunkaはperjjunkaともいい、ある特定の場所や地域に対する税の全体を意味する。また、vaḍḍarāvūḷaは貨幣での取引にかかる税とされる。Cf. [Ritti et.al. 2000]
- (38) yettina-yokkaludere
- (39) gāṇada vokkaludere
- (40) yeleya vokkaludere
- (41) śrīmat Niḍunegila Mallikārjjunadevara nityanivedyakam khaṇḍasphuṭita jīrṇōdhārakaveṃḍu biṭṭa
- (42) [石川2017]
- (43) [石川2017]
- (44) 本稿の史料にしばしばみられるように、地域での労働集約によって貯水池が多く築造されているのも顕著な事実である。近年の研究では11世紀から13世紀にかけての地域での開発の進展とそれに付随する比較的小規模な地域国家の成立を、11世紀以降の南アジアの湿潤化と結びつけて論じるものがある。その検討についても今後の課題としたい。2020年10月開催の第33回日本南アジア学会全国大会での小茄子川歩および三田昌彦のパネル発表「南アジア前近代史の長期的展開をめぐって」とそれに対する筆者のコメントは、この気候変

動と歴史的展開の関連の問題に触れている。

主要参考文献

- 石川寛、1997「デカン地方古代諸王朝の行政区画—主にnumerical appellationの解釈をめぐって」『東洋学報』74巻1・2号
- 同、1999「古代デカンの国家—カダンバ朝を中心に」『岩波講座世界歴史6』岩波書店
- 同、2008「古代デカン国家の地方統治—ラーシュトラクータ朝後半期の事例を中心に」『東洋学研究』第45号、東洋大学・東洋学研究所
- 同、2009「地方行政区画ベルヴォラ300の統治について—ラーシュトラクータ朝時代の事例を中心に」『東洋学研究』第46号、東洋大学・東洋学研究所
- 同、2016「パッタダカル碑文をめぐる諸問題」『高橋継男教授古稀記念 東洋史論集』東洋大学文学部・東洋史研究室（汲古書院）
- 同、2017「デカン地方諸王朝の地方統治—ベルヴァラ・300およびプリゲレ・300の統治を中心に」〔太田（編）2017〕所収
- 同、2020「12~13世紀カルナータカの地域勢力—グッタの事例を中心に」『東洋学研究』第57号、東洋大学・東洋学研究所
- 太田信宏（編）2017『前近代インド社会におけるまとまりとつながり』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- 辛島昇（編）2007『世界歴史大系 南アジア・3』山川出版社
- 田辺明生、2019「南アジア型発展径路とは何か—長期的視点から考える」〔藤田ほか（編著）2019〕所収
- 藤田幸一・大石高志・小茄子川歩（編著）2019『南アジアの人口・資源・環境—生態環境要因を重視した南アジアの長期発展径路解明のための中間報告』人間文化機構、ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業「南アジア研究」、京都大学拠点（KINDAS）・研究グループ1
- Burrow, T & Emeneau, M.B. 1984 *A Dravidian Etymological Dictionary*, Oxford: Clarendon
- Chattopadhyay, B.D. 1983 (1994) *Political Process and Structure of Polity in Early Medieval India, Problems and Perspective.* (Presidential Address of Indian History Congress 44th session, 1983, in [Chattopadhyay1994])
- Idem.* 1994 *The Making of Early Medieval India*, Delhi, Oxford University Press.
- Derrett, J.Duncan M., 1957 *The Hoysāḷas : A Medieval Indian Royal Family*, London, Oxford University Press.
- Dikshit, G.S. 2011 *South India : An Expedition into the Past*, Karnataka Itihasa Academy, Bengaluru, Pragati Graphics.
- Filliozat, Vasundhara, 1995 *The Temples of Mukteśvara at Cauḍādānapura*, New Delhi, Indira Gandhi National Centre of Art.
- Idem.*, 2001 *Kālāmukha and Pāśupata Temples in Dharwar*, Chennai, The Cuppaswami Sastri Research Institute.
- Filliozat, Vasundhara & Pierre-Sylvain, 2012 *Kālāmukha Temples of Karnataka, Art and Cultural Legacy : Somanātha at Haraḷahaḷḷi and Kaḍambeśvara at Raṭṭihalla*, New Delhi, Indira Gandhi National Centre for the Arts.
- Gopal, B.R. 1981 *The Chālukyas of Kalyāna and the Kalachuris*, Dharwad, Karnatak University.
- Gururajachar, S. 1974 *Some aspects of Economic and Social Life in Karṇāṭaka, A.D.1000-1300*, Mysore, University of Mysore.
- Ishikawa, Kan, 1995 "Formation and Governance of Banavāsi-12000 under the rule of the Chālukyas and the Rāshtrakūṭas" (L.K.Srinivasan & S.Nagaraja, ed.,*Śrī Nāgābhinandanam* :M.S.Nagaraja Rao

Felicitaton Volume) Bangalore.

Idem., 2006 “Mahārāṣṭraka-traya of Aihole praśasti” (Arundhati Baneruji ed., *Hari Smṛti : Studies on Art Archaeology and Indology* – Papers Presented in Memory of Dr. Haribishunu Sarkar, Vol.1 New Delhi, Kaveri Books)

Kulke, H. (ed.) 1995 *The State in India 1000-1700*, New Delhi, Oxford University Press.

Idem., 2018 *History of Precolonial India : Issues and Debates*. New Delhi Oxford University Press.

Mahalingam, T.V. 1955 *South Indian Polity*, Madras, University of Madras.

Ritti, S.H. 1968 “Beḷvola-mūnūru”, *Karnataka Bharati*, Vol.1, part1, Dharwad, pp.80-86

Ritti, Shrinivas, *et.al.*, 2000 *Descriptive Glossary of Administrative Terms in Ancient Karnataka*, Mysore, Directorate of Archaeology & Museums.

Sastri, Nilakanta. 1960 “The Chālukyas of Kalyāṇi and the Kalachuris of Kalyāṇi”, in G.Yazdani(ed.), *The Early History of the Deccan*, London: Oxford University Press, pp.315-468.

Idem. 1975 *A History of South India*, 4th edition, New Delhi, Oxford University Press.

Sharma, R.S. 1965 *Indian Feudalism*, Calcutta University, Calcutta.

Shantakumari, S. Leela, 1986 *History of the Agrahāra, Karnataka 400-1300 A.D.*, Madras: New Era Publishers.

Sircar, D.C., 1965 *Indian Epigraphy*, Delhi: Motilal Banarsidas.

Idem. 1966 *Indian Epigraphical Glossary*, Delhi: Motilal Banarsidas.

Thapar, Romila, 2002 *Early India : From the Origins to A.D.1300*, London, Allen Lane & Penguin Books.

Idem., 1966 *A History of India 1*, Harmondsworth, Penguin Books. (ロミラ・ターパル『インド史・2』みすず書房、特に第11章「地方国家と封建制度(800-1200年頃)」

史料集とその略号

KI : *Karnatak Inscriptions*, Dharwar (Dharwad) ,Kannada Research Institute, Karnatak University.

SII : *South Indian Inscriptions*, New Delhi, Archaeological Survey of India.

EC : *Epigraphia Carnatica*, (Old Editions) Mysore.

キーワード：後期チャールキヤ朝、アグラハーラ、マハージャナ集団、オッカル、ターネ